

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		自立支援医療給付（育成医療）の支給認定の取消し	
根拠法令及び条項		障害者総合支援法第57条	
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない。 障害者総合支援法第57条第1項、障害者総合支援法施行令第34条 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 地域保健課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

(支給認定の取消し)

第 57 条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

- (1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。
- (3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第 9 条第 1 項の規定による命令に応じないとき。
- (4) その他政令で定めるとき。

(支給認定を取り消す場合)

第 34 条 法第 57 条第 1 項第 4 号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 支給認定を受けた障害児の保護者、障害者等の配偶者又は障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が、正当な理由なしに法第 9 条第 1 項の規定による命令に応じないとき。
- (2) 支給認定障害者等が法第 53 条第 1 項の規定又は第 56 条第 1 項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。